

様式44

令和 5年 3月 2日

三重県知事 一見勝之 様

医療法人住所 三重県津市久居東鷹跡町261番地の3  
医療法人の名称 医療法人社団奥田医院  
理事長 奥田昌也  
電話 059-255-5264



決 算 届

令和4年1月1日から令和4年12月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

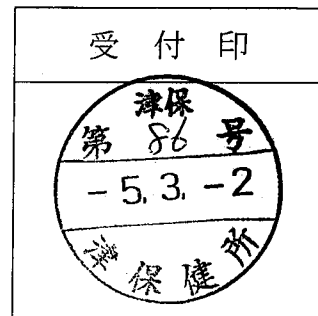
[添付書類]

- 1. 事業報告書
- 2. 財産目録
- 3. 貸借対照表
- 4. 損益計算書
- 5. 監事の監査報告書

(関係事業者との取引の状況に関する報告書(様式5)については該当する取引が存在しないため添付してありません)

[備考]

提出に当たっては、正本、副本(各1部)を提出してください。(医療法施行規則第33条の2第1項)なお副本は返却されません。



津市西丸之内19番15号 柴原郁夫 原法書 柴原郁夫 電話059-228-1436



〔別紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人社団奥田医院

①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )

②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人

出資額限度法人  その他 (経過措置医療法人)

③  基金制度採用  基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 三重県津市久居東鷹跡町261番地の3

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成3年4月15日

(4) 設立登記年月日 平成3年4月26日

(5) 役員及び評議員 (令和4年3月現在の役員)

	氏名	備考
理事長	奥田 昌也	医療法人社団奥田医院診療所管理者
理事	奥田 禮子	
同	奥田 慎也	
同	該当者なし	上記理事3名選出のため該当者なし
同	該当者なし	同上
同	該当者なし	同上
同	該当者なし	同上
監事	奥田 麻理	
同	該当者なし	上記監事1名選出のため該当者なし
評議員	該当者なし	財団法人ではないので該当者なし (46条の2 2項)
同	該当者なし	同上
同	該当者なし	同上

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4参照)

## 2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	該当なし	該当なし	該当なし
診療所	奥田医院 【市から指定管理者として指定を受けた施設は該当なし】	三重県津市久居東鷹跡町 261番地の3	一般病棟 0床 療養病床 0床 [医療保険 0床] [介護保険 0床]
介護老人保健施設	該当なし	該当なし	該当なし

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[ ]書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
該当なし	該当なし	該当なし
該当なし 【該当なし】	該当なし	該当なし

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし	該当なし	該当なし
該当なし	該当なし	該当なし

(4) 当該会計年度（令和4年1月1日から令和4年12月31日）内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 4年 1月 1日 理事山本純二、理事山本淑美2名の辞任に伴う後任補欠理事1名として奥田慎也を選任する旨の社員総会を開催し、同日選任され就任した。

令和 4年 1月21日 理事、補欠理事、補欠監事の任期が到来したが、奥田昌也については「増員」理事であり任期が到来しないので他の役員との任期を同一に揃えるため辞任届が提出されていた。そのため社員総会を開催し奥田昌也、奥田禮子、奥田慎也を理事に、奥田麻理を監事にそれぞれ選任決議した。

令和 4年 1月22日 社員総会ではないが理事会にて奥田昌也を理事長に選任した。

令和 4年 2月28日 令和3年度（令和3年1月1日～令和3年12月31日）  
決算承認の決定

令和 4年12月30日 令和 5年度（令和5年1月1日～令和5年12月31日）  
事業計画及び収支予算の決定

令和 4年12月30日 令和 5年度（令和5年1月1日～令和5年12月31日）  
借入金額の最高限度額の決定

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設  
該当なし

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容  
該当なし

(7) そ の 他  
該当なし



様式 2

法人名 医療法人社団 奥田医院  
 所在地 津市久居東藤跡町 2 6 1 番地の 3

※医療法人整理番号 D128

財 産 目 録  
 (令和 04 年 12 月 31 日現在)

1. 資 産 額 29,827 千円  
 2. 負 債 額 5,446 千円  
 3. 純 資 産 額 24,380 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	14,647.351 → 14,647
B 固 定 資 産	15,179.957 → 15,179
C 資 産 合 計 (A+B)	29,827.308 → 29,827
D 負 債 合 計	5,446.343 → 5,446
E 純 資 産 (C-D)	24,380.965 → 24,380

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
 建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))



法人名 医療法人社団 奥田医院

所在地 津市久居東部町2-6-1番地の3

※医療法人整理番号 078

貸借対照表  
(令和 04 年 12 月 31 日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	14,647,351 → 14,647	I 流動負債	1,634,036 → 1,634
現金及び預金	7,449,763 → 7,449	支払手形	0
事業未収金	6,464,462 → 6,464	買掛金	356,016 → 356
有価証券	0	短期借入金	0
たな卸資産	732,105 → 732	未払金	1,093,020 → 1,093
前渡金	0	未払費用	0
前払費用	0	未払法人税等	185,000 → 185
繰延税金資産	0	未払消費税等	0
その他の流動資産	1,021 → 1	繰延税金負債	0
II 固定資産	15,179,957 → 15,179	前受金	0
1 有形固定資産	2,792,196 → 2,792	預り金	0
建築物	2,478,037 → 2,478	前受収益	0
構築物	200,719 → 200	〇〇引当金	0
医療用器械備品	0	その他の流動負債	0
その他の器械備品	113,440 → 113	II 固定負債	3,812,307 → 3,812
車両及び船舶	0	医療機関債	0
土地	0	長期借入金	" → 3,812
建設仮勘定	0	繰延税金負債	0
その他の有形固定資産	0	〇〇引当金	0
2 無形固定資産	360,818 → 360	その他の固定負債	0
借地権	0	負債合計	5,446,343 → 5,446
ソフトウェア	0	純資産の部	
その他の無形固定資産	" → 360	科目	金額
3 その他の資産	12,026,943 → 12,026	I 出資金	20,000,000 → 20,000
有価証券	" → 12,026	II 積立金	4,380,965 → 4,380
長期貸付金	0	〇〇積立金	0
保有医療機関債	0	〇〇積立金	0
その他長期貸付金	0	繰越利益積立金	" → 4,380
役員等長期貸付金	0	III 評価・換算差額等	0
長期前払費用	0	その他の有価証券評価差額金	0
繰延税金資産	0	繰延ヘッジ損益	0
その他の固定資産	0	純資産合計	24,380,965 → 24,380
資産合計	29,827,308 → 29,827	負債・純資産合計	29,827,308 → 29,827

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人社団 奥田医院

所在地 津市久居東鷹跡町 261番地の3

※医療法人整理番号 0781

損 益 計 算 書  
(自 令和 04 年 01 月 01 日 至 令和 04 年 12 月 31 日)

科 目	金 額
(単位:千円)	
I 事業損・益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	38,872,368 → 38,872
2 事業費用	Δ 41,665,403 → Δ 41,665
本来業務事業損失	
B 附帯業務事業損益	Δ 2,793,035 → Δ 2,793
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	Δ 2,793,035 → Δ 2,793
II 事業外収益	2,070,789 → 2,070
III 事業外費用	0
経常損失	Δ 722,246 → Δ 722
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純損失	Δ 722,246 → Δ 722
法人税	Δ 185,000 → Δ 185
当期純損失	Δ 907,246 → Δ 907

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。



## 様式 6

## 監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団奥田医院  
理事長 奥田 昌也 殿

私（注1）は、医療法人社団奥田医院の令和4年度（令和4年1月1日から令和4年12月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

## 記

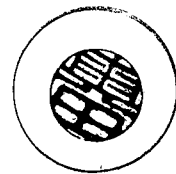
## 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年2月20日

医療法人社団奥田医院

監事 奥田 麻理



印

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。 ← 当法人は監査人たる監事は1名。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。 ← 当法人においてはいずれも該当なし。

